第一項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第三項の表一八の項及び一九の項を次のように改める。

18	削除
19	削除

四十九　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

五十　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除

五十一　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

五十二　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表四の項中「群馬県太田市別所265」を「群馬県太田市別所町265」に改める。

五十三　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

五十四　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表九の項及び一〇の項を削る。

第一項の表五九の項を次のように改める。

59	削除

五十五　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四一の項及び四二の項を次のように改める。

41	削除
42	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

第三項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第四項の表一の項及び四の項中「埼玉県越谷市大字西新井字西前1193」を「埼玉県越谷市西新井1193」に改め、同表四一の項から四三の項までを次のように改める。

41	削除
42	削除
43	削除

五十六　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表七二の項中「(659.00)」を「(650.00)」に、「北緯34度12分37秒東経131度24分30秒の地点と北緯34度10分56秒東経131度01分52秒」を「北緯34度12分37秒東経131度24分28秒の地点と北緯34度10分57秒東経131度02分05秒」に改め、同表七八の項中「(758.00)」を「(751.70)」に、「北緯34度12分36秒東経131度24分37秒」を「北緯34度12分27秒東経131度24分38秒」に改める。

五十七　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表一一六の項を次のように改める。

116	削除

五十八　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項及び三六の項を次のように改める。

35	削除
36	削除

第一項の表四九の項を次のように改める。

49	削除

五十九　平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表一の項中「東京電力株式会社　新野田変電所内」及び「東京電力株式会社　新古河変電所内」を削る。